

第 70 回 定時株主総会のご案内

開催日時 平成24年6月20日(水曜日) 午前10時
場 所 東京都千代田区丸の内三丁目2番1号
東京會館 9階 ローズルーム

— 目次 —

第70回定時株主総会招集ご通知 . . . 1

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件 . . . 3
第2号議案 取締役10名選任の件 . . . 4
第3号議案 監査役4名選任の件 . . . 7

添付書類

事業報告 . . . 12
連結注記表を除く連結計算書類 . . . 40
個別注記表を除く計算書類 . . . 43
監査報告 . . . 46

その他

議決権行使についてのご案内 . . . 50
株主総会会場ご案内図 . . . 51

証券コード 6724

セイコーエプソン株式会社

証券コード 6724

平成24年5月25日

株主各位

東京都新宿区西新宿二丁目4番1号

セイコーエプソン株式会社

取締役社長 碓 井 稔

第70回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第70回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、50頁のご案内に従って、平成24年6月19日（火曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 平成24年6月20日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内三丁目2番1号
東京會館 9階 ローブルーム

会場が前回と異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違いのないようご来場ください。

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第70期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第70期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役10名選任の件
- 第3号議案 監査役4名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社(株主名簿管理人)にご通知ください。
- (2) 書面により複数回数、議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットにより複数回数、議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
- (4) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

5. その他の注意事項

- (1) 招集通知に添付すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.epson.jp/IR/>)に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。
 - ①連結計算書類の連結注記表
 - ②計算書類の個別注記表なお、会計監査人および監査役が監査した連結計算書類および計算書類には、当社ウェブサイトに掲載している連結注記表および個別注記表が含まれております。
- (2) 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合には、当社ウェブサイトにおいてお知らせいたします。
- (3) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方1名に委任するに限られます。なお、その際は代理権を証明する書面(委任状)を会場受付にご提出ください。

以 上

-
- ◎開場時刻は午前9時とさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。
◎当社は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、利益配分につきましては、経営の効率性および収益性のさらなる改善によりキャッシュ・フローの向上に努め、安定した配当を継続することを基本としております。そのうえで、今後の事業戦略に応じた資金需要および業績や財務状況などを総合的に勘案し、中長期的に連結配当性向30%を継続的に実現することを目標として、株主の皆様への利益還元を行う所存であります。

当期の業績は厳しい外部環境により前期に比べ減収減益となったものの、事業領域や製品ラインアップの拡大および総原価低減による利益率向上に継続的に取り組み、核となる戦略において着実な成果をあげているため、期末配当金は当初計画どおり1株につき13円とさせていただきたいと存じます。なお、中間配当金として1株につき13円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は前期に比べ6円増配の26円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金13円 総額2,325,608,805円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成24年6月21日

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

「SE15後期 中期経営計画」の達成に向けて経営体制の強化を図るため、社外取締役1名を含む取締役10名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、取締役候補者は、取締役会があらかじめ定めた選考基準に基づき、取締役選考審議会における審議を経て決定しております。

取締役候補者は、次のとおりであります（*は新任の取締役候補者）。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	うすい みのる 碓井 稔 (昭和30年4月22日生)	昭和54年11月 信州精器株式会社（現当社）入社 平成14年6月 当社取締役 平成19年10月 当社常務取締役 平成20年6月 当社取締役社長（現任）	44,100株
2	もろずみ まさゆき 両角 正幸 (昭和22年8月28日生)	昭和43年4月 当社入社 平成10年6月 当社取締役 平成14年4月 当社常務取締役 平成16年11月 当社専務取締役 平成23年4月 当社取締役副社長（現任） 平成24年4月 当社電子デバイス・精密機器事業セグメント担当 兼 マイクロデバイス事業部長 兼 事業基盤強化本部長（現任）	36,600株
3	くぼた けんじ 久保田 健二 (昭和28年12月4日生)	昭和52年4月 当社入社 平成13年6月 当社取締役 平成15年4月 当社常務取締役 平成20年10月 当社経営戦略本部長（現任） 平成23年4月 当社専務取締役（現任）	29,500株
4	ひらの せいいち 平野 精一 (昭和29年12月11日生)	昭和52年4月 信州精器株式会社（現当社）入社 平成14年6月 当社取締役 平成18年6月 当社業務執行役員 平成19年6月 エプソン販売株式会社取締役社長（現任） 平成19年10月 当社業務執行役員常務 平成20年6月 当社常務取締役（現任）	16,300株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	はがた ただあき 羽片 忠明 (昭和32年12月1日生)	昭和58年4月 エプソン株式会社(現当社)入社 平成20年6月 当社業務執行役員 平成21年6月 当社取締役 平成22年4月 当社情報機器事業セグメント担当(現任) 平成23年4月 当社常務取締役(現任)	7,000株
6	はま のりゆき 濱 典幸 (昭和29年7月6日生)	昭和53年4月 当社入社 平成15年6月 当社取締役 平成18年6月 当社業務執行役員 平成22年4月 当社人事本部長(現任) 平成22年6月 当社取締役(現任)	17,200株
7	ふくしま よねはる 福島 米春 (昭和29年1月17日生)	昭和57年2月 当社入社 平成21年6月 当社業務執行役員 平成22年6月 当社取締役(現任) 平成22年6月 当社技術開発本部長(現任)	11,200株
8	* くぼた こういち 久保田 孝一 (昭和34年4月3日生)	昭和58年4月 エプソン株式会社(現当社)入社 平成22年6月 当社業務執行役員(現任) 平成23年10月 当社ビジュアルプロダクツ事業部長 (現任)	4,800株
9	* いのうえ しげき 井上 茂樹 (昭和30年10月10日生)	昭和54年4月 当社入社 平成20年10月 当社経営戦略本部副本部長(現任) 平成23年6月 当社業務執行役員(現任)	1,400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
10	社外取締役候補者 ＊ あおき としはる 青木 利晴 (昭和14年3月21日生)	平成9年6月 日本電信電話株式会社 取締役副社長 平成11年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 取締役社長 平成15年6月 同社取締役相談役 平成17年6月 同社相談役 平成21年6月 同社シニアアドバイザー	0株
	社外取締役候補者とした理由 経営者としての幅広い見識と豊富な経験を有しており、候補者として適任であると考えております。		
独立性について 同氏は、日本電信電話株式会社と株式会社エヌ・ティ・ティ・データの業務執行者（副社長・社長）でありました。現在、当社は日本電信電話株式会社との間に取引関係はありません。株式会社エヌ・ティ・ティ・データとの間には、社内システムの構築等に関する業務委託等の取引関係がありますが、その取引額は当社と同社における売上規模に鑑みると両社にとって僅少（0.1%未満）であります。また、同氏は「当社株式の大量取得行為に関する対応策」に定める特別委員会委員を務めておりますが、その報酬額は多額ではありません。 なお、当社は、同氏を東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出る予定であります。			

注1. 当社は上記のとおり、青木利晴氏との間で特別委員会委員の受委託契約を締結しております。

注2. その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

注3. 青木利晴氏が選任された場合、当社は同氏との間で、当社定款第26条第2項の規定に基づき、損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結する予定であります。

第3号議案 監査役4名選任の件

監査役内田健治氏、山本恵朗氏、石川達紘氏および宮原賢次氏の4名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役4名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります（*は新任の監査役候補者）。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	* やじま とらお 矢島 虎雄 (昭和25年7月24日生)	昭和46年4月 当社入社 平成12年6月 当社取締役 平成15年4月 当社常務取締役 平成18年6月 当社業務執行役員常務 平成21年6月 当社常務取締役（現任） 平成22年6月 エプソントヨコム株式会社取締役社長（現任）	22,800株
	社外監査役候補者 やまもと よしろう 山本 恵朗 (昭和11年3月8日生)	昭和62年6月 株式会社富士銀行取締役 平成元年5月 同行常務取締役 平成3年6月 同行取締役副頭取 平成8年6月 同行取締役頭取 平成12年9月 同行取締役頭取 兼 株式会社みずほホールディングス取締役会長 平成14年4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ特別顧問 平成14年6月 当社監査役（現任） 重要な兼職の状況 株式会社クレディセゾン 監査役	7,300株
2	<p>社外監査役候補者とした理由 経営者としての幅広い見識と豊富な経験を有しており、候補者として適任であると考えております。</p> <p>独立性について 同氏は、当社メインバンクの業務執行者（頭取）でありましたが、退任後すでに10年が経過しております。また、同氏の招聘は、当社ニーズによるものであり、同行からの斡旋などの事実はありません。当社グループの総資産額に占めるネット有利子負債の額の割合は1割程度であり、当社グループの銀行借入への依存度は低い状況にあります。加えて、当社は複数の金融機関と取引を行っているため、同行に対する借入依存度が突出している状況にはありません。したがって、特別な関係はなく、当社の意思決定に影響を及ぼすものではありません。 なお、東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。</p> <p>就任してからの年数 同氏の当社監査役就任期間は本総会終結の時をもって10年となります。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	社外監査役候補者 いしかわ たつひろ 石川 達 紘 (昭和14年4月4日生)	昭和40年4月 検事任官(東京地方検察庁検事) 昭和61年9月 法務省刑事局刑事課長 平成元年9月 東京地方検察庁特別捜査部長 平成5年4月 同次席検事 平成8年6月 最高検察庁公判部長 平成9年2月 東京地方検察庁検事正 平成12年11月 名古屋高等検察庁検事長 平成13年11月 退官 平成13年12月 弁護士登録、現在に至る 平成16年6月 当社監査役(現任) 重要な兼職の状況 弁護士 特種東海製紙株式会社 社外取締役 林兼産業株式会社 社外取締役 東鉄工業株式会社 社外監査役	10,400株
	社外監査役候補者とした理由 法曹界における幅広い見識と豊富な経験を有しており、候補者として適任であると考えております。なお、同氏は、複数の会社における社外役員としての豊富な経験を有しているため、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと考えております。		
	独立性について 当社は弁護士である同氏との間に顧問契約、その他の個別契約に基づく業務の委任を行ったことがなく、かつ今後も行う予定はありません。 なお、東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。		
	就任してからの年数 同氏の当社監査役就任期間は本総会終結の時をもって8年となります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	社外監査役候補者 みやはら けんじ 宮原 賢次 (昭和10年11月5日生)	昭和61年6月 住友商事株式会社取締役 平成2年6月 同社常務取締役 平成5年6月 同社専務取締役 平成7年6月 同社取締役副社長 平成8年6月 同社取締役社長 平成13年6月 同社取締役会長 平成19年6月 同社相談役 平成20年6月 当社監査役(現任) 平成22年6月 住友商事株式会社名誉顧問(現任) 重要な兼職の状況 日本電気株式会社 社外取締役	6,500株
	社外監査役候補者とした理由 経営者としての幅広い見識と豊富な経験を有しており、候補者として適任であると考えております。		
	独立性について 同氏は、住友商事株式会社の業務執行者(社長)でありました。当社と同社との間には、材料等資材の売買等の取引関係がありますが、その取引額は当社と同社における売上規模に鑑みると両社にとって僅少(0.1%未満)であります。 なお、東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。		
	就任してからの年数 同氏の当社監査役就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。		

注1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

注2. 各社外監査役候補者の当社の役員在任中に当社で発生した法令・定款違反または不正な業務執行の事実について

当社の中南米の連結子会社において、平成21年1月、不適切な経理処理が発見され、平成21年3月期第3四半期報告書を法定期限内までに提出することができませんでした。

また、液晶ディスプレイの価格カルテル嫌疑について、当社および関係する連結子会社は、米国を含む複数国の競争法関係当局より書類提出命令などの通知を受けておりますが、米国では平成21年8月に当社連結子会社のエプソンイメージングデバイス株式会社が司法省との間で罰金26百万米ドルを支払うことなどに合意し、同年10月に刑事手続きを終了しております。

各候補者は、日頃から取締役会において法令遵守の視点に立った提言を行い、注意を喚起しておりました。また、事件発生後においては、再発防止策などについて適正な対応がなされるよう監査しております。

注3. 各社外監査役候補者の過去5年間における他の会社の役員在任中に当該会社で発生した法令・定款違反または不正な業務執行の事実について

- (1) 山本恵朗氏が社外取締役を兼任した大成建設株式会社は、平成18年に新潟市発注工事、平成19年に防衛施設庁発注工事、平成20年に名古屋市長発注の地下鉄工事を巡る各独占禁止法違反事件に関し、国土交通省より、それぞれ営業停止処分を受けました。

同氏は、事件発覚まで当該事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会において法令遵守の視点に立った提言を行い、注意を喚起しておりました。また、事件発生後においては、再発防止の必要性と会社姿勢の外部への開示等について意見表明を行いました。

なお、同氏は平成23年6月29日をもって同社の社外取締役を退任しております。

- (2) 石川達紘氏が社外取締役を兼任した日本興亜損害保険株式会社は、平成19年に第三分野商品における保険金の不適切な不払いに関し、金融庁より、業務の一部停止命令および業務改善命令を受けました。

同氏は、事件発覚まで当該事実を認識しておりませんでした。取締役会における審議・報告に際して、上記事実の再発防止策に関する意見やリスク管理、コンプライアンス等多岐にわたる事項における指摘・発言を行い、上記事実の実態解明・再発防止をはじめとする同社の業務執行の適正化に寄与しております。

なお、同氏は平成21年6月25日をもって同社の社外取締役を退任しております。

- (3) 石川達紘氏が社外取締役を兼任する林兼産業株式会社は、平成23年1月、水産物取引に係る運送料の支払いにおける同社取引先および元従業員による同社資金の詐取事件が発生したことを公表しました。

同氏は、事件発覚まで当該事実を認識しておりませんでした。就任以降、取締役会等の会議の場において、コンプライアンスの見地から適宜発言を行っており、本事件が発覚した後は、社内調査委員会および第三者委員会の設置、再発防止策の作成等の対応策について、意見を表明するなど適切に職務を遂行しております。

- (4) 石川達紘氏が社外取締役を兼任する特種東海製紙株式会社において、平成20年1月に、当時同社の主要事業会社であった特種製紙株式会社および東海パルプ株式会社が製造・販売した再生紙において、古紙パルプならびに非木材パルプ配合率が実態と乖離していた事実が判明しました。

同氏は、当該事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会において法令遵守の視点に立った提言を行い注意喚起をしておりました。また、当該事実判明後は、再発防止策の作成等の対応策について、意見を表明するなど適切に職務を遂行しております。

(5) 宮原賢次氏が社外取締役を兼任する日本電気株式会社は、平成17年度の連結財務諸表の監査の過程で要求された収益認識に関する追加分析を完了できず、同年度以降の決算期に係る年次報告書を米国証券取引委員会に提出できないこととなったため、平成19年9月にその旨を公表しました。本件に関して、同社は、平成20年6月に同委員会と和解し、同社が違反したと同委員会が判断する米国関連法規に違反する行為を今後行わないことおよび同社が発行する証券の米国における登録を廃止することを内容とする命令を受けました。

同氏は、日頃から取締役会において財務報告の適正性の確保、情報開示を含むコンプライアンス体制およびリスク管理体制の強化等の観点から意見を表明しておりますが、当該事実の発生、その後の進捗等について報告を受け、今後の対応策、情報開示の方針等について審議を行い、同社の内部統制システムを一層強化するために各種の提言、意見表明等を行いました。

注4. 各社外監査役候補者は現在、当社の社外監査役であり、当社は各候補者との間で、当社定款第32条第2項の規定に基づき、損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結しております。各候補者が選任された場合、当社は各候補者との間の前記責任限定契約を継続する予定です。

以上

事業報告

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過および成果

(1) 全般的概況

当連結会計年度における経済環境を顧みますと、欧州地域の一部の国々における財政先行き不安の高まりや原油価格の高騰などの減速要因により、全体として弱い回復が継続しました。地域別では、米国では高失業率の継続などの下押し要因により景気は弱い回復となりました。欧州においては持ち直しの動きが前半は見られたものの、失業率が高水準で推移したほか財政先行き不安の高まりにより景気は足踏み状態となりました。アジアにおいては、中国やインドは内需を中心に拡大しました。また、その他のアジア諸国においても総じて回復傾向となりました。日本においては、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による影響で厳しい状況が続きましたが、後半は各種の政策効果などにより景気は穏やかに持ち直しました。

エプソングループ（以下「エプソン」という。）の主要市場の状況は、以下のとおりとなりました。

コンシューマー向けインクジェットプリンターの需要は、主に欧州や北米における市場鈍化により低調となりました。ビジネス向けインクジェットプリンターは、先行き不透明感から印刷業界などで投資抑制が見られた一方、景気が拡大している中国をはじめとするアジア地域における需要は好調に推移しました。ドットマトリクスプリンターは、米国・欧州・日本の市場が縮小傾向にある一方で、中国や東南アジア・南アジアなどにおいては好調に推移しました。POSシステム関連製品においては、中国・シンガポールでは小売店の設備投資は回復基調であり好調に推移する一方、米国では依然として投資が抑制されているなど、力強さは見られませんでした。プロジェクターは、北米・欧州・日本において政府教育予算の削減などにより市場が鈍化した一方、中国では教育市場向けを中心に好調に推移しました。

電子デバイス製品の主要なアプリケーションは、全体として堅調に推移しました。

携帯電話端末の新規需要は、インドや中国などの新興国での需要に支えられ、年度の前半は堅調に推移しましたが、後半には減速感が見られました。買い替え需要については、通信速度の高速化や幅広いタイプの新商品投入などによるスマートフォンの増加が市場を牽引しました。また、デジタルカメラ市場は一眼レフタイプを中心に堅調に推移し、タブレットPCの市場も拡大しました。一方、テレビやPC市場は先進国を中心に全体的に低調で、ポータブルマルチメディアプレイヤー市場においても、需要の一巡や携帯電話の音楽再生機能付加の影響で減少傾向でした。

精密機器事業製品に関連する市場では、ウオッチは米国・アジア地域・日本での需要の回復感が見られた一方、欧州では需要の減速感が見られました。また、海外市場を中心とした自動車などの需要増にともないロボットの需要が増加しました。

エプソンは、強い事業の集合体となることをゴールとした長期ビジョン「SE15」の実現に向け、中期経営計画において利益体質への転換と事業基盤の再構築を進めてまいりました。当中期経営計画の最終年度にあたる当連結会計年度は、欧州債務危機や継続的な円高に加え、震災や洪水などの自然災害にともなう影響がありました。これらへの対応を進めながら、当中期経営計画で定めた核となる戦略については、事業領域や製品ラインアップを着実に拡大するとともに、総原価低減によりコスト構造を大幅に改善するなどの着実な成果をあげ、成長軌道を確立することができました。

なお、当連結会計年度の主な特別損失として、液晶ディスプレイの価格カルテル嫌疑に関する訴訟の和解金支払いにより60億52百万円、東日本大震災の影響を受けたことにかかる災害による損失21億25百万円、中・小型液晶ディスプレイ事業の譲渡にともなう子会社譲渡損20億24百万円などをそれぞれ計上しました。

また、当連結会計年度の米ドルおよびユーロの平均為替レートはそれぞれ79.08円および108.98円と前期に比べ、米ドルでは8%の円高、ユーロでは4%の円高で推移しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は8,779億97百万円（前期比9.8%減）、営業利益は246億26百万円（同24.7%減）、経常利益は270億22百万円（同13.3%減）、当期純利益は50億32百万円（同50.9%減）となりました。

なお、事業譲渡を行った中・小型液晶ディスプレイ事業はその他事業へ含めているほか、前連結会計年度における電子デバイス事業と精密機器事業は、デバイス精密機器事業に集約しております。また、前連結会計年度において電子デバイ

ス事業に属していた液晶プロジェクター用高温ポリシリコンTFT液晶パネルは、情報関連機器事業に含めております。

(2) セグメント区分別の概況

情報関連機器事業

プリンター事業の売上高は減少となりました。製品別の内容は以下のとおりです。

インクジェットプリンターおよびその消耗品については、コンシューマー向けは、日本市場が好調であったものの、他地域では震災影響によるプロモーションの抑制や競合の積極的な価格攻勢により販売減少となりました。ビジネス向けの大判インクジェットプリンターも震災影響がありましたが、欧米を中心とした新製品発売効果により本体数量が増加しました。消耗品は、震災影響や景気回復の鈍化により、販売減少となりました。ページプリンターは低価格モデルへの販売シフトにともなう本体の平均単価の下落影響があったほか、消耗品は震災後、販売減少となりました。ドットマトリクスプリンターおよびその消耗品は中国における徴税関連の需要により、数量増加となりました。POSシステム関連商品は中低価格格の中小小売店舗向けの販売増により、数量増加となりました。なお、プリンター事業は全体的に円高の影響を大きく受けました。

ビジュアルプロダクツ事業の売上高は増加となりました。製品別の内容は以下のとおりです。

映像機器におきましては、ビジネス向け液晶プロジェクターはアジアでの堅調な数量増加が見られ全体でも数量増加となりました。また、ホームシアター向け液晶プロジェクターについては、欧米市場においてフルハイビジョン機種・3D機種への需要増加の効果が見られました。映像機器全体では平均単価下落や円高の影響などもありましたが、数量増の影響により増収となりました。

液晶プロジェクター用高温ポリシリコンTFT液晶パネルは、数量増の影響がありましたが、円高や平均単価下落の影響などにより減収となりました。

情報関連機器事業セグメントのセグメント利益につきましては、円高や数量減少による減収の影響を受け減益となりました。

以上の結果、情報関連機器事業セグメントの売上高は6,918億1百万円（前期比3.1%減）、セグメント利益は648億88百万円（同8.7%減）となりました。

デバイス精密機器事業

デバイス事業の売上高は大幅な減少となりました。製品別の内容は以下のとおりです。

水晶デバイスは、ATや音叉型の製品において価格低下が進行し、HS（インフラ向け水晶発信器）で震災影響による数量減少となったほか、オプトデバイスの一部を他事業（ビジュアルプロダクツ事業）へ移管した影響を受けました。半導体は、震災の影響もあり、液晶ディスプレイコントローラーやシリコンファンドリ－を中心に売上減少となりました。

精密機器事業の売上高は僅かながら減少となりました。製品別の内容は以下のとおりです。

ウオッチは、平均単価上昇により売上増加となりました。プラスチック眼鏡レンズは数量増加の一方、低価格モデルの増加による平均単価の下落影響があり前年並みとなりました。FA機器では、ロボットは自動車業界からの受注増により販売増となった一方、ICハンドラーはPCや従来型携帯電話向け半導体業界の需要が低迷し販売減少となりました。

デバイス精密機器事業セグメントのセグメント利益につきましては、ウオッチの利益が回復するとともに水晶デバイスの損失が減少したものの、半導体・ICハンドラーの減収などから減益となりました。

以上の結果、デバイス精密機器事業セグメントの売上高は1,748億11百万円（前期比17.8%減）、セグメント利益は46億29百万円（同58.8%減）となりました。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度において、エプソンは、新商品対応のほか、設備の維持・更新などを中心とした設備投資を実施しました。また、キャッシュ・フロー改善のために、引き続き投資の厳選と既存設備の効率活用を徹底して進めました。その結果、当連結会計年度における設備投資総額（有形固定資産、無形固定資産のうちソフトウェアおよび借地権）は389億8百万円となりました。

（主な投資実績）

情報関連機器事業において、今後のビジネス用途やエマージング市場でのインクジェットプリンターおよびプロジェクターの販売拡大に対応するため、当社連結子会社のEpson Precision (Philippines), Inc. の生産能力を増強するための生産設備投資を行いました。

また、諏訪南事業所において、インクジェットプリンターの新商品対応のための生産設備投資を行いました。

区分	設備投資額（百万円）	前期比（％）
情報関連機器事業	29,510	58.5
デバイス精密機器事業	6,853	△ 33.3
その他・全社	2,545	△ 12.9
合計	38,908	22.3

注．前期比は、前期の各セグメントの数値を、現行のセグメント区分で再計算して算出しております。

3. 資金調達の状況

当社は、借入金返済資金および社債償還資金に充当するため、総額400億円の無担保普通社債を発行しました。

また、平成24年4月に400億円を上限とする無担保普通社債の発行を決議しました。

4. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

- (1) 中・小型液晶ディスプレイ事業の構造改革の総仕上げとして、平成23年7月1日をもって、当社連結子会社のSuzhou Epson Co., Ltd. が担っていた後工程およびタッチパネル工程を移管することを目的として、エプソンが保有する同社の全持分をSony (China) Limitedに譲渡しました。
- (2) プロジェクター事業の拡大を目的として、当社は、平成23年7月15日をもって、最先端のインタラクティブ技術を有するNew Index AS (現Epson Norway Research and Development AS) の全株式を取得しました。
- (3) デジタル捺染ビジネスの強化を目的として、当社連結子会社のEpson Italia s.p.a. は、平成24年3月9日をもって、捺染用インク・処理剤の製造・販売およびデジタル捺染のケミカル処理コンサルティングなどを行っているFor. Tex S. r. l. の持分の50%を取得しました。
- (4) マイクロデバイス事業の構造改革の一環として、当社連結子会社のエプソントヨコム株式会社 (以下「エプソントヨコム」という。) は、平成24年3月31日をもって、携帯端末および基地局の評価業務を行っている株式会社トヨコムシステムズの全株式を日本電話施設株式会社に譲渡しました。

5. 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

6. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

7. 吸収合併または吸収分割による権利義務の承継の状況

マイクロデバイス事業における一層の体質強化を目的として、当社は、平成23年7月1日を効力発生日として営業および一部製造機能を除く水晶デバイス事業に関する権利義務を、平成24年4月1日を効力発生日として同事業の営業機能等に関する権利義務を、エプソントヨコムより、それぞれ吸収分割により承継しました。

8. 対処すべき課題

エプソンを取り巻く経営環境を概観すると、エマージング市場が世界経済や製品市場に及ぼす影響力の増大のほか、持続可能な産業・経済活動への転換などといった大きな変化が継続しています。こうした動きを背景として社会の変容が進むことで、エプソンが実現すべきお客様価値も大きく変わっていくものと考えられます。

エプソンは、この変化を好機と捉え、新たな成長軸を確立していくために、原点に立ち返って真の強みを究め、今後成長を見込んでいる事業領域に経営資源を集中しています。

エプソンでは、平成27年度（2015年度）において目指す姿を定めた長期ビジョン「SE15」と、その実現に向けた前半3ヵ年の中期経営計画を平成21年3月に策定し、利益体質への転換および新たな成長軌道の確立に取り組んでまいりました。そして、平成24年3月には平成24年度からスタートする後半3ヵ年の中期経営計画として、「SE15後期 中期経営計画」を策定しました。

「SE15」では、創業当時の強みであり、今後の持続的成長という流れにおいても強みとなり得る「省・小・精の技術」を究めるとともにプラットフォーム化を進め、世界中のあらゆるお客様に感動していただける製品・サービスを提供することにより、社会にとってなくてはならない会社となることを、今後のありたい姿としています。

そのうえで、「SE15後期 中期経営計画」では、厳しい競争環境が継続すると予想されるなか、グループの総力を挙げてこの状況に対処し、従来取り組んできた事業戦略の実行スピードを加速させ、「SE15」の実現に向けた道筋を一層確実なものとしていくことを目指しています。

エプソンは、引き続き独自の強みが発揮できる以下の領域へ経営資源を集中し、事業領域の拡大や次世代を担う新規事業の育成を図り、「SE15」で定めた平成27年度の業績目標（売上高成長を前提として、ROS10%、ROEを継続的に10%以上）の達成に取り組んでまいります。

(各領域の経営方針および基本戦略)

<プリンティング領域>

プリンティング領域では、マイクロピエゾ技術であらゆる領域のプリンティングを革新します。

エプソンの独自技術であるマイクロピエゾ技術の優位性（インク・メディアの対応性、ヘッドの耐久性、高速・高精度印刷など）をさらに進化させることで、あらゆる印刷領域に展開し、プロセス革新を引き起こします。これにより、エプソンのインクジェットプリンター事業のベースであるホーム領域に加えて、オフィスやエマージング領域のほか、商業・産業領域でも事業強化を図ります。

また、ビジネスシステム事業は、既存領域でのシェアNo.1の座を堅持しつつ、新たな需要の開拓により、着実な収益成長を実現します。

<プロジェクション領域>

プロジェクション領域では、独創のマイクロディスプレイと光学技術により、映像とコミュニケーションの新しい世界を創造し続けます。

コアデバイスである高温ポリシリコンTFT液晶パネルなどのマイクロディスプレイと光学技術をさらに磨くことで、より競争力を高め、さらなるシェア拡大を図ります。これにより、プロジェクターのあらゆる領域でNo.1となることを目指すとともに、新たなジャンルの製品を創出し続けます。

<デバイス精密領域>

デバイス精密領域では、独自の強みに立脚し強い製品を創出することにより、事業体質を強化しお客様を拓げます。

デバイス事業は、独自のQMEMS（水晶素材をベースに精密微細加工を施し、小型・高性能を実現した水晶デバイス）と半導体技術との融合により、お客様価値を実現した強い製品を創出し、収益性の向上に努めます。また、精密機器事業は、独自の強みとなる精密メカトロニクス技術を活かせる領域にフォーカスし、事業体質の強化を図ります。

<新規領域>

新規領域では、強みに立脚し、独創のコア技術を創り上げ、最適なかたちで事業化します。

「省・小・精の技術」から生み出されたマイクロピエゾ技術やマイクロディスプレイ技術、センシング、GPS、画像処理、省電力、精密メカトロニクスなど、数多くの独創の技術に一層磨きをかけるとともに、これらの技術をプラットフォームとして融合させることにより、新たな事業領域を創出します。これにより、健康・スポーツ・医療分野へ新しい製品を展開し、お客様の健康や安心と豊かな生活を支援します。また、エプソンの強みである技術を既存領域に加えて、ロボティクス分野などへ展開することにより、生産プロセスの革新を引き起こし、お客様の生産効率向上に貢献できる新たなジャンルを確立します。

9. 財産および損益の状況

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (当連結会計年度)
	百万円	百万円	百万円	百万円
売上高	1,122,497	985,363	973,663	877,997
経常利益	5,301	13,875	31,174	27,022
当期純利益(△損失)	△111,322	△19,791	10,239	5,032
1株当たり当期純利益(△損失)	△566円92銭	△99円34銭	51円25銭	26円22銭
	百万円	百万円	百万円	百万円
総資産	917,342	870,090	798,229	740,769
純資産	318,631	282,864	270,808	248,140
1株当たり純資産額	1,541円16銭	1,407円92銭	1,347円71銭	1,377円60銭

10. 重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社との関係
該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
エプソン販売株式会社	百万円 4,000	% 100.0	情報関連機器の販売
エプソントヨコム株式会社	百万円 100	100.0	電子デバイスの製造 および販売
U. S. Epson, Inc.	千米ドル 111,941	100.0	米州地域統括会社
Epson America, Inc.	千米ドル 40,000	100.0 (100.0)	情報関連機器の販売 精密機器の販売
Epson Europe B. V.	千ユーロ 95,000	100.0	欧州地域統括会社 情報関連機器の販売
Epson France S. A.	千ユーロ 4,000	100.0 (100.0)	情報関連機器の販売
Epson (China) Co., Ltd.	百万中国元 1,211	100.0	中国地域統括会社 情報関連機器の販売
Epson Hong Kong Ltd.	千香港ドル 2,000	100.0	情報関連機器の販売 電子デバイスの販売
Epson Singapore Pte. Ltd.	千シンガ ポールドル 200	100.0	東南アジア地域販売 統括会社 情報関連機器の販売 電子デバイスの販売
Epson Engineering (Shenzhen) Ltd.	千米ドル 56,641	100.0 (100.0)	情報関連機器の製造
Singapore Epson Industrial Pte. Ltd.	千シンガ ポールドル 71,700	100.0	情報関連機器の製造 電子デバイスの製造 精密機器の製造
P. T. Indonesia Epson Industry	千米ドル 23,000	100.0	情報関連機器の製造
Epson Precision (Philippines), Inc.	千米ドル 57,533	100.0	情報関連機器の製造

注1. 出資比率の()内は、間接所有割合を内書しております。

注2. エプソントヨコムは、平成24年3月31日をもって、資本金の額の減少を行いました。また、前記「7. 吸収合併または吸収分割による権利義務の承継の状況」に記載のとおり、平成24年4月1日をもって、営業機能等を当社に移管しました。

11. 主要な事業内容（平成24年3月31日現在）

エプソンは、情報関連機器、電子デバイス、精密機器などの開発、製造、販売を主な事業としております。

エプソンの事業は、開発活動については先行研究開発や商品開発を主に当社（本社研究開発部門および事業部研究開発部門）で行い、製造活動および販売活動については事業部制のマネジメントのもと、当社および当社と一体となった国内外の製造・販売関係会社によって事業展開を行っております。

区分	主要商品等
情報関連機器事業	インクジェットプリンター、ページプリンター、ドットマトリクスプリンター、大判インクジェットプリンターおよびそれらの消耗品、カラーイメージスキャナー、ミニプリンター、POSシステム関連製品、液晶プロジェクター、液晶プロジェクター用高温ポリシリコンTFT液晶パネル、ラベルプリンター、PC 等
デバイス精密機器事業	水晶振動子、水晶発振器、水晶センサー、CMOS LSI、ウオッチ、ウオッチムーブメント、プラスチック眼鏡レンズ、水平多関節型ロボット、ICハンドラー、工業用インクジェット装置 等

注1. 管理体制の変更にとまない、電子デバイス事業および精密機器事業を、デバイス精密機器事業に集約しております。

注2. 前期において電子デバイス事業に属していた液晶プロジェクター用高温ポリシリコンTFT液晶パネルは、管理体制の変更にとまない、情報関連機器事業に含めております。

注3. 中・小型液晶ディスプレイ事業の終結にとまない、中・小型液晶ディスプレイは上記からは除いております。

12. 主要な営業所および工場（平成24年3月31日現在）

情報関連機器事業

<事業所>

広丘事業所（プリンター）
松本南事業所（プリンター）
島内事業所（液晶プロジェクター）
諏訪南事業所（マイクロディスプレイ）
千歳事業所（マイクロディスプレイ）

<製造子会社>

東北エプソン株式会社
秋田エプソン株式会社
Epson Engineering (Shenzhen) Ltd.
Singapore Epson Industrial Pte.Ltd.
P.T.Indonesia Epson Industry
Epson Precision (Philippines), Inc.

<販売子会社>

エプソン販売株式会社
Epson America, Inc.
Epson Europe B.V.
Epson France S.A.
Epson (China) Co., Ltd.
Epson Hong Kong Ltd.
Epson Singapore Pte.Ltd.

デバイス精密機器事業

<事業所>

伊那事業所（水晶デバイス）
富士見事業所（半導体）
酒田事業所（半導体）
塩尻事業所（ウオッチ）
松島事業所（プラスチック眼鏡レンズ）
諏訪南事業所（FA機器）

<製造子会社>

東北エプソン株式会社
エプソントヨコム株式会社
秋田エプソン株式会社
Epson Toyocom Malaysia Sdn.Bhd.
Singapore Epson Industrial Pte.Ltd.

<販売子会社>

エプソントヨコム株式会社
Epson Hong Kong Ltd.
Epson Singapore Pte.Ltd.
Epson America, Inc.

注. 前記「7. 吸収合併または吸収分割による権利義務の承継の状況」に記載のとおり、エプソントヨコムは、平成24年4月1日をもって、営業機能等を当社に移管しました。

13. 使用人の状況（平成24年3月31日現在）

区分	使用人数（名）	前期比（名）
情報関連機器事業	55,841	11,130
デバイス精密機器事業	16,101	△10,543
その他	249	4
全社（共通）	3,112	161
合計	75,303	752

注1. 使用人数は、就業人員数であります。

注2. 全社（共通）として記載している使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものです。

注3. デバイス精密機器事業における前期比の基準となる使用人数は、前期末における電子デバイス事業および精密機器事業の使用人数を単純合算したものです。

注4. 情報関連機器事業の主な増加要因は、海外製造子会社における製造能力増強、マイクロデバイス事業の構造改革にともなう要員転換および液晶プロジェクター用高温ポリシリコンTFT液晶パネルの区分変更によるものです。

注5. デバイス精密機器事業の主な減少要因は、中・小型液晶ディスプレイ事業の終結、マイクロデバイス事業の構造改革にともなう要員転換および液晶プロジェクター用高温ポリシリコンTFT液晶パネルの区分変更によるものです。

14. 主要な借入先（平成24年3月31日現在）

借入先	借入額（百万円）
株式会社みずほコーポレート銀行	55,314
株式会社三菱東京UFJ銀行	33,996
株式会社八十二銀行	21,500
三菱UFJ信託銀行株式会社	21,500

注. 借入額には、各行の海外現地法人などからの借入を一部含んでおります。

15. 現況に関するその他の重要な事実

(1) 光学事業の譲渡に関する交渉開始について

当社は、平成24年4月10日に、HOYA株式会社との間で、当社の光学事業を同社に譲渡する方向で交渉を開始することに合意し、基本合意書を締結しました。

(2) タイの洪水被害の状況について

平成23年10月上旬に発生したタイの洪水被害によって、エプソンは、部品の調達に一部支障が生じ新商品の市場投入に想定以上のコストが発生するなど、サプライチェーンへの影響を受けました。

なお、タイに所在する製造子会社（Epson Toyocom (Thailand) Ltd.）、販売子会社（Epson (Thailand) Co., Ltd.）への直接的な被害は生じませんでした。

(3) エプソントヨコム福島事業所の閉鎖について

エプソントヨコム福島事業所は、東京電力福島第一原子力発電所から16kmの距離に位置しており、東日本大震災以降、操業を停止しておりましたが、警戒区域の指定が解除される見込みが立たなかったことから、エプソントヨコムは平成23年10月26日をもって同事業所を閉鎖しました。

(4) ドイツ著作権料支払い請求について

ドイツの著作権料徴収団体Verwertungsgesellschaft Wort（以下「VG Wort」という。）によって、デジタル機器を輸入販売する各社に対し著作権料の支払いを求める一連の訴訟が提起されております。エプソンにおいては、当社連結子会社のEpson Deutschland GmbHが訴訟を提起されておりましたが、平成20年8月に連邦最高裁判所によってVG Wortの請求は棄却され、VG Wortはこれを不服として、憲法裁判所に上訴しておりました。その後、平成23年7月に連邦最高裁判所は、本件を欧州司法裁判所に付託する手続きをとりました。

(5) 液晶ディスプレイの価格カルテル嫌疑に関する訴訟提起について

液晶ディスプレイの価格カルテル嫌疑について、米国において複数の取引先などから民事訴訟が提起されております。

そのうち、Nokia Corporationおよびその子会社との間で、当社および関係する連結子会社は、平成23年12月に80百万米ドル（60億52百万円）の和解金の支払いをもって和解することに合意しました。

Ⅱ 会社の株式に関する事項（平成24年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 607,458,368株
2. 発行済株式の総数 199,817,389株（自己株式20,924,404株を含む）
3. 株主数 36,971名
4. 大株主

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
三光起業株式会社	14,288,500	7.98
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	12,742,100	7.12
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	8,310,100	4.64
セイコーホールディングス株式会社	7,948,800	4.44
セイコーエプソン従業員持株会	6,334,127	3.54
服部 靖夫	5,964,206	3.33
服部 勲	5,599,968	3.13
第一生命保険株式会社	4,368,000	2.44
株式会社みずほコーポレート銀行	4,278,100	2.39
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口	4,076,900	2.27

注1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

注2. 当社は、平成23年11月16日の取締役会決議に基づき、平成23年11月17日に自己株式（20,250,000株）を取得しました。その結果、当事業年度末では、当社が筆頭株主となりましたが、上記からは除いております。

注3. 株式会社みずほコーポレート銀行およびその共同保有者から、平成24年1月20日付で変更報告書の提出があり、平成24年1月13日現在で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は株主名簿によって記載しております。

提出者および共同保有者名	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
株式会社みずほコーポレート銀行	4,278,100	2.14
株式会社みずほ銀行	5,539,900	2.77
みずほ証券株式会社	3,606,763	1.81
みずほ信託銀行株式会社	3,644,300	1.82
みずほ投信投資顧問株式会社	339,800	0.17
合計	17,408,863	8.71

注4. 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループおよびその共同保有者から、平成24年4月2日付で大量保有報告書の提出があり、平成24年3月26日現在で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は株主名簿によって記載しております。

提出者および共同保有者名	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,610,000	0.81
三菱UFJ信託銀行株式会社	8,142,300	4.07
三菱UFJ投信株式会社	379,500	0.19
合計	10,131,800	5.07

5. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

III 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

IV 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等（平成24年3月31日現在）

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
花岡清二	取締役会長	学校法人エスイー学園 理事長 財団法人エプソン国際奨学財団 理事長
服部靖夫	取締役副会長	青山企業株式会社 代表取締役 サン企画株式会社 代表取締役
碓井稔	代表取締役 取締役社長	
両角正幸	代表取締役 取締役副社長	電子デバイス・精密機器事業セグメント担 当 兼 マイクロデバイス事業本部長 兼 事業基盤強化本部長
久保田健二	代表取締役 専務取締役	経営戦略本部長
矢島虎雄	常務取締役	エプソントヨコム株式会社代表取締役社長
平野精一	常務取締役	エプソン販売株式会社代表取締役社長
羽片忠明	常務取締役	情報機器事業セグメント担当
濱典幸	取締役	人事本部長
福島米春	取締役	技術開発本部長
内田健治	常勤監査役	
小口徹	常勤監査役	
山本恵朗	監査役	
石川達紘	監査役	
宮原賢次	監査役	

- 注1. 当社と学校法人エスイー学園および財団法人エプソン国際奨学財団（現公益財団法人エプソン国際奨学財団）との間には、寄付などの取引がありません。
- 注2. 山本恵朗氏、石川達紘氏および宮原賢次氏は、社外監査役であり、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
- 注3. 社外監査役の重要な兼職の状況は、後記「3. 社外役員に関する事項」に記載しております。

注4. 平成23年6月20日の定時株主総会終結の日の翌日から当事業年度末日時点までの役員の地位および担当の異動は、次のとおりです。

氏名	新地位	新担当	旧地位	旧担当	異動年月日
福島 米 春	異動なし	技術開発本部長	異動なし	技術開発本部長 兼 Iプロジェクト部長	平成23年 10月1日
両角 正 幸	異動なし	電子デバイス・精密機器事業セグメント担当 兼 マイクロデバイス事業本部長 兼 事業基盤強化本部長	異動なし	事業基盤強化本部長 兼 電子デバイス・精密機器事業セグメント担当	平成24年 1月1日
矢島 虎 雄	異動なし	エプソントヨコム株式会社代表取締役社長	異動なし	マイクロデバイス事業本部長、 エプソントヨコム株式会社代表取締役社長	平成24年 1月1日

注5. 当事業年度の末日後の役員の地位および担当の異動は、次のとおりです。

氏名	新地位	新担当	旧地位	旧担当	異動年月日
両角 正 幸	異動なし	電子デバイス・精密機器事業セグメント担当 兼 マイクロデバイス事業部長 兼 事業基盤強化本部長	異動なし	電子デバイス・精密機器事業セグメント担当 兼 マイクロデバイス事業本部長 兼 事業基盤強化本部長	平成24年 4月1日

注6. 平成24年3月31日現在の業務執行役員の状況は、次のとおりです。

氏名	地位	担当
小 松 宏	業務執行役員常務	情報機器事業セグメント副担当（グローバルSCM担当）
J o h n L a n g	業務執行役員常務	Epson America, Inc. 社長
上 柳 雅 誉	業務執行役員常務	知的財産本部長
酒 井 明 彦	業務執行役員	東北エプソン株式会社代表取締役社長
森 昭 雄	業務執行役員	技術開発本部副本部長（新技術探索担当）
小 池 清 文	業務執行役員	Epson (China) Co., Ltd. 董事長総経理
宮 川 隆 平	業務執行役員	事業基盤強化本部副本部長（CS品質保証・環境・安全担当）
遠 藤 鋼 一	業務執行役員	Epson Singapore Pte.Ltd. 会長、Singapore Epson Industrial Pte.Ltd. 会長
田 場 博 己	業務執行役員	Epson Europe B. V. 社長
久保田 孝 一	業務執行役員	ビジュアルプロダクツ事業部長
奥 村 資 紀	業務執行役員	情報画像事業本部長
小 口 貴	業務執行役員	P. T. Indonesia Epson Industry 社長
井 上 茂 樹	業務執行役員	経営戦略本部副本部長（経営企画管理担当）

(1) 小口貴氏、井上茂樹氏は、平成23年6月20日をもって業務執行役員に就任しました。

(2) 伊藤一紀氏は、平成23年6月20日をもって業務執行役員を退任しました。

(3) 平成23年6月20日の定時株主総会終結の日の翌日から当事業年度末日時点までの業務執行役員の地位および担当の異動は、次のとおりです。

氏名	新地位	新担当	旧地位	旧担当	異動年月日
久保田 孝 一	異動なし	ビジュアルプロダクツ事業部長	異動なし	映像機器事業部長	平成23年10月1日
宮 川 隆 平	異動なし	事業基盤強化本部副本部長（CS品質保証・環境・安全担当）	異動なし	マイクロデバイス事業本部副事業本部長（半導体領域担当）兼センシングシステムBU統括部長兼 イメージングIF BU統括部長	平成24年1月1日

(4) 当事業年度の末日後の業務執行役員の地位および担当の異動は、次のとおりです。

氏名	新地位	新担当	旧地位	旧担当	異動年月日
遠藤 鋼一	異動なし	Epson Singapore Pte. Ltd. マネージングダイレクター	異動なし	Epson Singapore Pte. Ltd. 会長、Singapore Epson Industrial Pte. Ltd. 会長	平成24年4月1日
奥村 資紀	異動なし	プリンター事業部長	異動なし	情報画像事業本部長	平成24年4月1日

2. 取締役および監査役の報酬等の額

区分	支給人員 (名)	基本報酬 (百万円)	賞与 (百万円)	合計 (百万円)
取締役	10	481	—	481
監査役 (うち社外監査役)	5 (3)	121 (60)	— (—)	121 (60)
合計	15	603	—	603

注1. 使用人兼務取締役に対する使用人分給与の支給はありません。

注2. 報酬と株主価値との連動性を高める観点から株価連動型報酬(株式取得報酬)を導入しており、基本報酬の一部を当社株式の取得に充てております。

注3. 平成13年6月26日の定時株主総会の決議により、取締役の報酬月額は700万円以内、監査役の報酬月額は1200万円以内とされております。

注4. 平成18年6月23日の定時株主総会の役員退職慰労金打ち切り支給決議に基づき、平成24年6月20日の定時株主総会終結の時をもって退任予定の取締役2名に対して、総額304百万円を支払う予定です。

注5. 平成24年6月20日開催予定の定時株主総会においては、役員賞与支給議案の上程は見送る方針であります。

注6. ストックオプションは付与しておりません。

3. 社外役員に関する事項

(1) 取締役について

該当事項はありません。

(2) 監査役について

① 重要な兼職の状況および当社と兼職先との関係

氏名	重要な兼職の状況
山 本 恵 朗	株式会社クレディセゾン 監査役
石 川 達 紘	弁護士 特種東海製紙株式会社 社外取締役 林兼産業株式会社 社外取締役 東鉄工業株式会社 社外監査役
宮 原 賢 次	日本電気株式会社 社外取締役

注. 各社外監査役の重要な兼職先と当社の間には、特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

各社外監査役は、当事業年度に開催された取締役会および監査役会において積極的に発言しております。その発言内容は、議案の説明に対する質問、審議のプロセスの確認などに加え、自身の経験に照らして新たな視点を提供する趣旨の発言などであります。なお、各監査役の取締役会および監査役会への出席状況は、次のとおりです。

氏名	取締役会 (16回開催)	監査役会 (16回開催)
山 本 恵 朗	11回	14回
石 川 達 紘	12回	14回
宮 原 賢 次	12回	15回

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外監査役の全員との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額であります。

V 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	支払額（百万円）
①当社が公認会計士法第2条第1項の業務の対価として支払うべき会計監査人の報酬等の額	145
②当社および当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	308

注1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の支払額にはこれらの合計額を記載しております。

注2. 当社は、会計監査人との間で公認会計士法第2条第1項の業務以外に、国際会計基準に関するアドバイザー業務などの対価を支払っております。

注3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社11社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役の全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。

また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、取締役会は、監査役会の同意または請求により、会計監査人の解任または不再任を株主総会に提案します。

VI 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、経営理念を経営上の最上位概念として捉え、これを実現するために「企業行動原則」を定め、子会社を含むグループ全体で共有するよう努めております。業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という。）の整備は、この企業行動原則に基づいて各主管部門が整備活動を推進する一方、全体的な整備状況を全取締役および常勤監査役が出席する信頼経営推進会議が把握することで、グループ全体の内部統制の整備レベルが着実に向上するよう努めております。

具体的な状況は次のとおりです。

1. 業務執行体制（会社法施行規則第100条第1項第3号、第5号）

- (1) 職務権限規程および業務分掌規程ならびに関係会社管理規程を制定し、グループ全体の権限配分を網羅的に定め、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を構築しております。
- (2) 企業集団の業務の適正性確保の点では、関係会社管理規程において親会社の事前承認または報告を義務付けているとともに、一定基準を満たすものについては、親会社の取締役会付議事項とすることで、グループとして統制のとれた業務執行が行える体制としております。また、子会社の業務執行体制の整備に関する責任は各事業部門の責任者が負うこととし、横断的なテーマなどについて本社の各主管部門が支援を行う体制としております。
- (3) 業務執行に携わる者は、取締役会に対して、3カ月に1回以上、以下に定める事項について報告を行うものとしております。
 - ① 業績の状況および今後の業績見通しに関する事項
 - ② リスク管理の対応状況
 - ③ 重要な業務執行の状況

2. 職務の執行に関する情報の保存および管理（会社法施行規則第100条第1項第1号）

- (1) 職務の執行に係る情報の保存および管理については、文書管理規程、稟議規程、契約書管理規程、その他関連規程に従って行っており、取締役および監査役はこれらの文書などを常時閲覧しております。

- (2) 情報セキュリティ基本規程に基づきグループ会社も含めた社内情報について機密度に応じて適切に管理することで、情報漏洩の防止に努めております。

3. 遵法経営（会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号、第5号）

- (1) 「経営理念」の実践原則として「企業行動原則」を定め、その基本骨格である遵法経営の基本事項を定める遵法経営基本規程を制定し、組織体制などを定めております。
- (2) 遵法経営の総括責任者を社長とし、各事業部門の責任者が管理する子会社を含めて遵法経営を推進し、横断的なテーマについては本社各主管部門が各事業部門と協働して推進する体制としております。
- (3) 社内相談・通報窓口「遵法ヘルプライン」、その他の各種相談窓口を設置し、遵法経営に反する行為を発見したときに通報することとしております。
- (4) 社員向けWeb研修などの各種社内教育を子会社従業員を含めて実施するよう努めております。
- (5) 社長のもとに遵法経営に関する事項を審議する会議体として信頼経営推進会議を設置しております。信頼経営推進会議では、法令・社内規程・企業倫理の遵守状況、重点領域の取組み状況など、遵法経営全般の進捗管理を行っております。なお、同会議体には常勤監査役も出席しており、遵法活動の内容について監査役も確認できる体制となっております。
- (6) 社長は、定期的に取り締役に遵法経営に関する事項を報告するとともに、必要に応じて対策を講じます。
- (7) 「反社会的勢力」とは一切関わらない旨を「企業行動原則」に定めております。

4. リスクマネジメント（会社法施行規則第100条第1項第2号、第5号）

- (1) リスク管理体制を定めるリスク管理基本規程を制定し、組織体制、リスク管理の方法などの基本事項を定めております。
- (2) リスク管理の総括責任者を社長とし、各事業部門の責任者が管理する子会社を含めてリスク管理を推進しております。
- (3) 社長のもとにリスク管理に関する事項を審議する会議体として信頼経営推進会議を設置しております。信頼経営推進会議では、全社重要リスクの抽出・特定およびその制御活動の状況の管理などを行っております。また、重要リ

スク発現時には、所定の危機管理プログラムに従い社長の指揮下で全社的に速やかな初動対応をとる体制としております。

- (4) 社長は、定期的に取り締役にリスク管理に関する事項を報告するとともに、必要に応じて対策を講じます。

5. 監査体制（会社法施行規則第100条第3項）

- (1) 監査役は監査役監査規程に基づき、職務の遂行上必要と判断したときは、取締役および使用人からヒアリングなどを実施することができます。
- (2) 監査役が経営戦略会議、経営会議などの執行サイドの重要会議に出席できることとしており、取締役と同レベルの情報に基づいた監査が実施できる環境となっております。また、監査役に対し重要決裁書類を定期的に回付することとしております。
- (3) 監査業務を補助するため監査役室を設置し、専属の使用人を配置しており、当該使用人の人事異動・人事評価などは、監査役会の意見を尊重することとしております。
- (4) 監査役と内部監査部門および会計監査人との協議を定期的に行うことで、監査の実効性を高めるよう努めております。
- (5) 監査役と代表取締役の定期的な会合を持つことで、監査役自らが業務執行の状況を直接把握できる体制となっております。

Ⅶ 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を次のとおり定めております。

1. 基本方針の概要

当社は、当社の株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えます。したがって、当社の財務および事業の方針の決定を支配することが可能な数の株式を取得する買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様のご意思に委ねられるべきものと考えます。

当社は、企業価値や株主共同の利益を確保・向上させていくためには、役職員が一体となって価値創造に向けて取り組むことや、創業以来の風土を大切にしながら創造と挑戦を続けていくこと、お客様の信頼を維持・獲得していくことが不可欠と考えております。

しかし、株式の大量取得行為のなかには、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることにならないものも存在します。当社は、このような不適切な株式の大量取得行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当ではなく、このような者による大量取得行為に対しては必要かつ相当な手段をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

2. 基本方針の実現に資する取組みの概要

（1）基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、平成21年3月に、平成27年度（2015年度）におけるエプソンのありたい姿を描いた長期ビジョン「SE15」を定めるとともに、ビジョンの実現に向けて、平成21年度を初年度とした3カ年の中期経営計画「SE15前期 中期経営計画（以下「前期中計」という。）」を策定し、諸施策を実施してきました。

当3カ年においては、世界経済はリーマンショックから回復したものの、欧州債務危機などにより、景気低迷が再び深刻化しました。また、継続的な円高進行に加え、平成23年には震災や洪水などの自然災害が発生するなど、事業環境に大きな変化がありました。

当社は、これらの環境変化により、業績に大きな影響を受けましたが、前期中計で定めた核となる戦略においては、事業領域や製品ラインアップを着実に拡大するとともに、総原価低減によりコスト構造を大幅に改善するなどの着実な成果

をあげ、成長軌道を確立することができました。

平成24年3月に策定した平成24年度を初年度とする3カ年の新中期経営計画「SE15後期 中期経営計画」においては、厳しい競争環境が継続すると予想されるなか、グループの総力を挙げてこの状況に対処し、従来取り組んできた事業戦略の実行スピードを加速させ、「SE15」の実現に向けた道筋を一層確実なものとしていくことを目指しています。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、平成20年6月25日の定時株主総会における株主の皆様のご承認のもと、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「当初プラン」という。）を導入しました。その後、当初プランが有効期間満了を迎える平成23年6月20日の定時株主総会において、当初プランの内容を一部変更したうえで更新することについて株主の皆様のご承認をいただきました（以下更新後のプランを「本プラン」という。）。

本プランは、当社株券等に対する大量買付が行われた際に、当該買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な時間および情報を確保するとともに、株主の皆様のために、大量買付者と協議交渉などを行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止することを目的としております。具体的には、当社の発行済株式総数の20%以上となる株券等の買付または公開買付けを実施しようとする買付者に、意向表明書ならびに株主の皆様への判断および特別委員会の評価・検討等のため必要かつ十分な情報を事前に当社取締役会へ提出すること、本プランに定める手続きを遵守することを求めています。そのうえで、当該買付行為が、本プランに従わない場合や、当社の企業価値・株主共同の利益を侵害する買付であると判断された場合は、当該買付行為を阻止するための対抗措置を発動するプランとなっております。

一方、当社取締役会は、対抗措置の発動について、取締役会の恣意的判断を排除するため、独立性の高い社外者などから構成される特別委員会の判断を経ることとしております。特別委員会は、買付内容の検討、当社取締役会への代替案などの情報の請求、株主の皆様への情報開示、買付者との交渉などを行います。特別委員会は、対抗措置発動の要否を当社取締役会に勧告し、当社取締役会はその勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動または不発動に関する決議を速やかに行うこととしております。

3. 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

上記2. (1)に記載した取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

また、本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入（更新）されたものであり、上記1.に記載した基本方針に沿うものです。特に、本プランは、株主総会において株主の皆様のご承認を得たうえで導入（更新）されたものであること、その内容として合理的な客観的発動要件が設定されていること、当社経営陣から独立性の高い者のみから構成される特別委員会が設置されており、対抗措置の発動に際しては必ず特別委員会の判断を経ることが必要とされていること、特別委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができるとされていること、有効期間が導入（更新）から約3年と定められたうえ、取締役会によりいつでも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、高度の合理性を有し、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

連結貸借対照表

(平成24年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	487,190	流動負債	313,314
現金及び預金	123,093	支払手形及び買掛金	77,427
受取手形及び売掛金	139,309	短期借入金	30,812
有価証券	19,010	1年内償還予定の社債	40,000
商品及び製品	99,472	1年内返済予定の長期借入金	30,500
仕掛品	41,524	未払金	56,695
原材料及び貯蔵品	21,258	未払法人税等	7,631
繰延税金資産	12,678	繰延税金負債	76
その他	32,336	賞与引当金	8,333
貸倒引当金	△1,493	製品保証引当金	7,626
固定資産	253,579	その他	54,210
(有形固定資産)	(213,086)	固定負債	179,314
建物及び構築物	393,081	社債	60,000
機械装置及び運搬具	417,229	長期借入金	77,500
工具、器具及び備品	150,841	繰延税金負債	8,696
土地	54,731	退職給付引当金	23,407
建設仮勘定	5,700	訴訟損失引当金	1,963
その他	102	製品保証引当金	659
減価償却累計額	△808,600	リサイクル費用引当金	560
(無形固定資産)	(15,066)	その他	6,525
のれん	1,758	負債合計	492,628
その他	13,307	【純資産の部】	
(投資その他の資産)	(25,426)	株主資本	311,119
投資有価証券	12,614	資本金	53,204
長期貸付金	36	資本剰余金	84,321
繰延税金資産	3,776	利益剰余金	194,047
その他	9,068	自己株式	△20,453
貸倒引当金	△68	その他の包括利益累計額	△64,676
資産合計	740,769	その他有価証券評価差額金	1,838
		繰延ヘッジ損益	△1,013
		為替換算調整勘定	△65,502
		少数株主持分	1,697
		純資産合計	248,140
		負債純資産合計	740,769

注. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

（平成23年4月1日から）
（平成24年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金	額
売 上 高		877,997
売 上 原 価		629,151
売 上 総 利 益		248,846
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		224,219
営 業 利 益		24,626
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,110	
受 取 賃 貸 料	1,549	
為 替 差 益	1,396	
受 取 保 険 金	977	
そ の 他	3,683	8,718
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,573	
不 動 産 賃 貸 費 用	1,009	
そ の 他	1,739	6,322
経 常 利 益		27,022
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	809	
受 取 保 険 金	1,252	
退 職 給 付 制 度 改 定 益	364	
そ の 他	216	2,643
特 別 損 失		
災 害 に よ る 損 失	2,125	
訴 訟 関 連 損 失	6,052	
子 会 社 譲 渡 損	2,024	
そ の 他	3,841	14,043
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		15,622
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	10,622	
法 人 税 等 調 整 額	△218	10,404
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		5,217
少 数 株 主 利 益		185
当 期 純 利 益		5,032

注．記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成23年4月1日から）
（平成24年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成23年4月1日残高	53,204	84,321	193,602	△38	331,088
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	—	—	△4,586	—	△4,586
当期純利益	—	—	5,032	—	5,032
自己株式の取得	—	—	—	△20,415	△20,415
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	445	△20,415	△19,969
平成24年3月31日残高	53,204	84,321	194,047	△20,453	311,119

	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額 合計		
平成23年4月1日残高	2,558	△572	△63,812	△61,826	1,545	270,808
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△4,586
当期純利益	—	—	—	—	—	5,032
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△20,415
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△719	△440	△1,690	△2,850	152	△2,698
連結会計年度中の変動額合計	△719	△440	△1,690	△2,850	152	△22,667
平成24年3月31日残高	1,838	△1,013	△65,502	△64,676	1,697	248,140

注. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	263,353	流動負債	234,348
現金及び預金	13,442	支払手形	503
受取手形	1,011	買掛金	101,966
売掛金	127,576	短期借入金	7,500
有価証券	19,000	1年内償還予定の社債	40,000
商品及び製品	7,989	1年内返済予定の長期借入金	30,500
仕掛品	13,933	リース債務	311
原材料及び貯蔵品	13,651	未払金	34,714
繰延税金資産	10,437	未払費用	5,441
短期貸付金	35,373	未払法人税等	160
未収入金	39,270	預り金	4,910
その他の他	4,409	賞与引当金	4,774
貸倒引当金	△22,741	製品保証引当金	984
固定資産	301,067	その他	2,583
(有形固定資産)	(146,678)	固定負債	155,866
建物	70,192	社債	60,000
構築物	3,375	長期借入金	77,500
機械及び装置	20,280	リース債務	532
車両運搬具	18	退職給付引当金	13,933
工具、器具及び備品	4,613	製品保証引当金	659
土地	47,063	資産除去債務	681
建設仮勘定	1,098	その他	2,558
その他の他	36	負債合計	390,215
(無形固定資産)	(10,676)	【純資産の部】	
ソフトウェア	5,079	株主資本	173,567
その他の他	5,597	資本金	53,204
(投資その他の資産)	(143,712)	資本剰余金	84,321
投資有価証券	8,434	資本準備金	84,321
関係会社株式	125,985	利益剰余金	56,495
長期前払費用	358	利益準備金	3,132
繰延税金資産	5,564	その他利益剰余金	53,363
その他の他	3,382	特別償却準備金	102
貸倒引当金	△13	繰越利益剰余金	53,260
資産合計	564,420	自己株式	△20,453
		評価・換算差額等	637
		その他有価証券評価差額金	1,653
		繰延ヘッジ損益	△1,015
		純資産合計	174,205
		負債純資産合計	564,420

注. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金	額
売 上 高		627,961
売 上 原 価		581,186
売 上 総 利 益		46,774
販売費及び一般管理費		62,987
営 業 損 失		16,212
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	16,897	
為替差益	1,372	
その他の	4,805	23,075
営 業 外 費 用		
支払利息	3,298	
その他の	2,904	6,202
経 常 利 益		659
特 別 利 益		
固定資産売却益	141	
抱合せ株式消滅差益	1,891	
受取保険金	668	
子会社清算益	557	
その他の	57	3,317
特 別 損 失		
固定資産売却損	34	
固定資産除却損	399	
減損損失	490	
災害による損失	972	
貸倒引当金繰入額	6,796	
その他の	537	9,231
税引前当期純損失		5,254
法人税、住民税及び事業税	120	
法人税等調整額	2,719	2,839
当 期 純 損 失		8,094

注. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から)
(平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本計 合
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金計 合		
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金					
				特別償却準備金	繰越利益剰余金				
平成23年4月1日残高	53,204	84,321	3,132	206	65,838	69,177	△38	206,664	
事業年度中の変動額									
特別償却準備金の取崩	—	—	—	△103	103	—	—	—	
剰余金の配当	—	—	—	—	△4,586	△4,586	—	△4,586	
当期純損失	—	—	—	—	△8,094	△8,094	—	△8,094	
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△20,415	△20,415	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	
事業年度中の変動額合計	—	—	—	△103	△12,578	△12,681	△20,415	△33,096	
平成24年3月31日残高	53,204	84,321	3,132	102	53,260	56,495	△20,453	173,567	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
平成23年4月1日残高	2,441	△597	1,843	208,508
事業年度中の変動額				
特別償却準備金の取崩	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	△4,586
当期純損失	—	—	—	△8,094
自己株式の取得	—	—	—	△20,415
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△788	△417	△1,205	△1,205
事業年度中の変動額合計	△788	△417	△1,205	△34,302
平成24年3月31日残高	1,653	△1,015	637	174,205

注. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成24年 4月27日

セイコーエプソン株式会社
取締役会 御中

新 日 本 有 限 責 任 監 査 法 人			
指定有限責任社員	公認会計士	井 出	隆 ㊟
業務執行社員			
指定有限責任社員	公認会計士	山 崎	隆 浩 ㊟
業務執行社員			
指定有限責任社員	公認会計士	井 出	泰 介 ㊟
業務執行社員			

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、セイコーエプソン株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セイコーエプソン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成24年 4月27日

セイコーエプソン株式会社
取締役会 御中

新 日 本 有 限 責 任 監 査 法 人			
指定有限責任社員	公認会計士	井 出	隆 ⑧
業務執行社員			
指定有限責任社員	公認会計士	山 崎	隆 浩 ⑧
業務執行社員			
指定有限責任社員	公認会計士	井 出	泰 介 ⑧
業務執行社員			

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セイコーエプソン株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借

対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年5月2日

セイコーエプソン株式会社 監査役会
常勤監査役 内 田 健 治 ㊟
常勤監査役 小 口 徹 ㊟
社外監査役 山 本 惠 朗 ㊟
社外監査役 石 川 達 紘 ㊟
社外監査役 宮 原 賢 次 ㊟

以 上

議決権行使についてのご案内

当日ご出席の場合は、書面またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

【書面による議決権行使】

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成24年6月19日（火曜日）午後5時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使】

下記事項をご確認のうえ、平成24年6月19日（火曜日）午後5時までにご行使くださいますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使サイトについて

(1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

※「iモード」は(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

(2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合がございます。

(3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) 議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙右片に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

(3) 株主総会招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

(1) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

(2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金・パケット通信料等）は、株主様のご負担となります。

5. システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00 通話料無料）

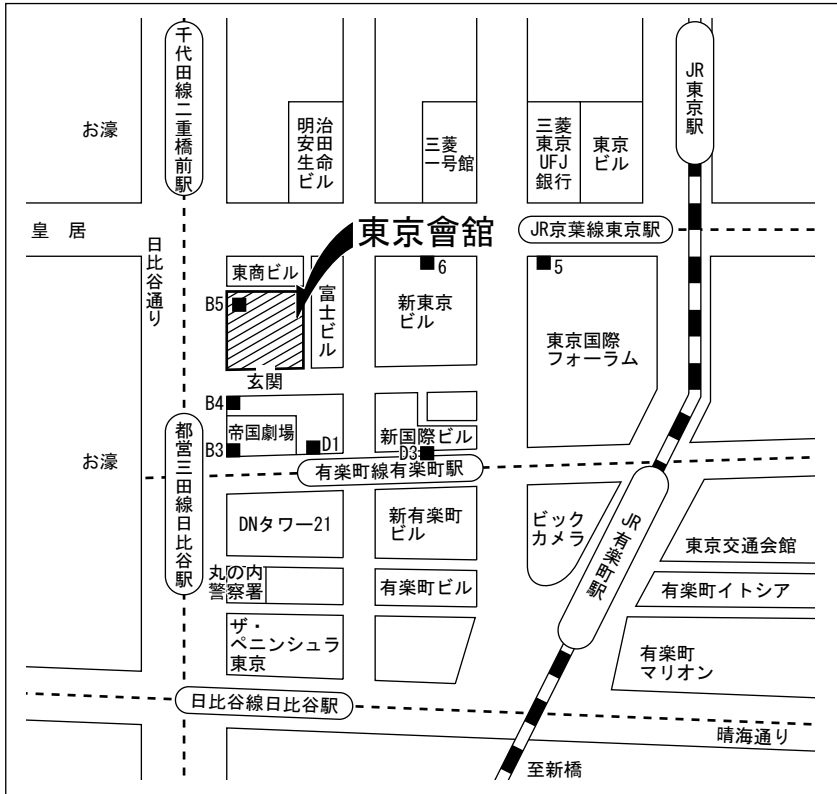
株主総会会場ご案内図

東京都千代田区丸の内三丁目2番1号

東京會館 9階 ローゼルーム

電話 (03) 3215-2111

会場が前回と異なりますので、お間違いのないようご来場ください。



- J R 東京駅丸の内南口より徒歩約10分
 京葉線東京駅6番出口より徒歩約3分
 有楽町駅国際フォーラム口より徒歩約5分

- 地下鉄 東京メトロ千代田線二重橋前駅
 東京メトロ有楽町線有楽町駅
 東京メトロ日比谷線日比谷駅
 都営三田線日比谷駅

より詳細な交通のご案内は東京會館ホームページ掲載の“アクセス”のページをご覧ください。 <http://www.kaikan.co.jp/company/access.html>